

資料VI

補償課 労災保険 審理室 長
説 明 資 料

係争中の労災行政事件訴訟等の現状

平成31年1月31日現在	総件数	255件
	うち 行政事件訴訟	248件
	うち 国家賠償訴訟等	7件

1 行政事件訴訟

(1) 裁判所別	地裁係属	202件
	高裁係属	39件 (うち1審敗訴0件)
	最高裁係属	7件 (うち2審敗訴0件)

(2) 事案別	脳・心臓疾患	26件 (全件数の10%)
	精神障害	107件 (全件数の43%)
	その他	115件 (全件数の46%)

(3) 脳・心臓疾患事案の内訳

	地裁係属	22件
	高裁係属	4件 (うち1審敗訴0件)
	最高裁係属	0件 (うち2審敗訴0件)

(4) 精神障害事案の内訳

	地裁係属	86件
	高裁係属	17件 (うち1審敗訴0件)
	最高裁係属	4件 (うち2審敗訴0件)

2 国家賠償訴訟等

裁判所別	地裁係属	5件
	高裁係属	1件
	最高裁係属	1件

労災行政事件訴訟の推移

	判決結果				提訴件数	係争件数
	国側勝訴	国側敗訴	合計	勝訴率		
平成 20 年度	113	18	131	86%	111	227
うち脳・心臓	26	10	36	72%	19	51
うち精神障害	23	4	27	85%	34	67
平成 21 年度	151	19	170	89%	126	265
うち脳・心臓	27	7	34	79%	20	50
うち精神障害	39	7	46	85%	37	80
平成 22 年度	149	23	172	87%	117	274
うち脳・心臓	23	5	28	82%	9	41
うち精神障害	41	9	50	82%	37	74
平成 23 年度	170	15	185	92%	137	306
うち脳・心臓	26	5	31	84%	13	36
うち精神障害	47	3	50	94%	35	75
平成 24 年度	208	22	230	90%	124	289
うち脳・心臓	27	2	29	93%	12	33
うち精神障害	55	9	64	86%	49	88
平成 25 年度	176	14	190	93%	93	255
うち脳・心臓	15	0	15	100%	13	38
うち精神障害	56	1	57	98%	35	87
平成 26 年度	149	21	170	88%	94	250
うち脳・心臓	17	5	22	77%	15	37
うち精神障害	48	11	59	81%	28	91
平成 27 年度	166	13	179	93%	89	230
うち脳・心臓	23	3	26	88%	5	31
うち精神障害	46	7	53	87%	35	90
平成 28 年度	166	18	184	90%	110	233
うち脳・心臓	23	4	27	85%	13	29
うち精神障害	64	6	70	91%	46	99
平成 29 年度	131	4	135	97%	108	271
うち脳・心臓	17	2	19	89%	10	25
うち精神障害	51	1	52	98%	35	110
平成 30 年度 (1月末現在)	121	7	128	95%	80	255
うち脳・心臓	7	0	7	100%	8	26
うち精神障害	42	4	46	91%	28	107
合計	1,700	174	1,874	91%	1,189	
うち脳・心臓	231	43	274	84%	137	
うち精神障害	512	62	574	89%	399	

※ 上記件数には国家賠償請求事件等も含まれる

事務連絡
平成22年 8月 4日
改正 平成23年 7月11日
改正 平成29年 3月29日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について

労災保険に係る訴訟への対応に関しては、平成22年8月4日付け事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」に基づき、敗訴した場合に行政実務に重大な影響を与えることが予想される労災訴訟事件について、共同処理事件に指定して訴訟対応の強化を図ってきたところであります。

しかしながら、依然として240件を超える多数の労災保険に係る訴訟を抱え、共同処理事件数も平成23年度末の74件から、平成28年度末には114件に増加しているところ、平成28年度の上半期において、共同処理事件に指定していない労災訴訟事件に対して、最高裁において国敗訴の判決が言い渡され、また、平成28年度における高裁での敗訴が10件となっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、労災訴訟事件に対する適切な対応の一層の徹底を図るため、共同処理事件等の取扱いを下記のとおり改定するので、今後の労災訴訟事件の処理に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 訴訟追行における密接な連携等

(1) 適切な事前協議の実施

応訴方針に係る労災保険審理室との協議については、平成17年3月30日付け事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について」の記の1において、新規提訴された全ての事件について行うこととされている。

したがって、全ての新規提訴事件について、事前協議（新件協議（当室において会議形式で行うものをいう。以下同じ。）又は担当中央労災補償訟務官との書面等による協議）を行うこととし、担当中央労災補償訟務官との協議の結果、新件協議を行わないこととした事件についても、担当中央労災補償訟務官と必ず書面等により事前協議を行う。

(2) 原審判決区分Ⅲ又はⅣの訴訟事件の控訴審対応

平成28年度に、最高裁において1件、高裁において10件の敗訴判決があったことから、当分の間、判決区分Ⅲ又はⅣであって勝訴した事件のうち、一審の判決内容に国

側主張と異なる事実認定がされている事件等が上訴された場合は、控訴審における応訴方針について、事前に中央労災補償訟務官あて、応訴方針案等を送付した上で、新件協議に準じた協議を行う。

2 応訴方針の協議等

(1) 応訴方針に係る協議について

事前協議に当たっては、その1週間前までに応訴方針案（別添様式1）及び医師意見書（原告側及び国側）を担当中央労災補償訟務官あて送付した上で、応訴方針案の適否、国側医師意見書の適否等について協議する。

(2) 事前協議後の対応について

事前協議において、応訴方針等に関する指摘事項等があった場合は、事前協議後2週間以内を目途に当該指示事項を踏まえて応訴方針の修正案を作成し、担当中央労災補償訟務官に送付する。

3 新件協議を行わない場合の適切な事前協議（書面等による協議）の実施

上記1(1)の担当中央労災補償訟務官との書面等による協議は、新件協議に準じて処理する。

4 労災保険審理室と都道府県労働局が共同して処理する事件への対応

(1) 労災保険審理室と都道府県労働局が共同して処理する事件の指定

労災保険審理室と都道府県労働局が共同して処理する事件（以下「共同処理事件」という。）は、新件協議及び担当中央労災補償訟務官との書面による協議の結果を踏まえて労災保険審理室長が指定する。

(2) 共同処理事件の指定対象とする事件

敗訴した際に行政実務に重大な影響を与えることが予想される下記に掲げる労災訴訟事件を指定対象とする。

ア 脳・心臓疾患事件、精神障害事件、石綿関連疾患事件など認定基準等への影響の大きいもの

イ 労働基準法施行規則別表1の2及び告示（平成8年3月29日付け労働省告示33号・改正平成25年9月30日）において示されている疾病に含まれない疾病（化学物質過敏症など）を争点とする事件

ウ 一審で勝訴し控訴された（敗訴し控訴した）事件で上記に準じる事件

エ その他、特に労災保険審理室の指導・支援が必要と認められる事件

(3) 都道府県労働局における対応

共同処理事件に関して、都道府県労働局が対応する必要がある事項を以下（アからオ）に具体的に記述する。

ア 新件協議等における指摘事項に係る実施状況（補充調査、関係者の聴取等）については、実施後速やかに担当中央労災補償訟務官に報告するとともに、調査結果等を送付し、立証内容等について協議する。

イ 法務局又は選任弁護士（以下「法務局等」という。）との協議（期日における協議を含む。）を行った場合、協議後速やかに担当中央労災補償訟務官に内容を報告するとともに、協議によって作成することとした書証、必要な人証等について担当中央労災補償訟務官と協議する。

ウ 準備書面案の作成、尋問案等の作成、医学証人や専門医等の確保、医師意見書等の作成などの各段階において担当中央労災補償訟務官と協議する。

答弁書、準備書面、医師意見書等の案及び準備書面等での主張に係る証拠を、原則として法務局等への提出期限の3週間前までに担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議する。

証拠調で証人尋問が行われる場合には、尋問案及びその根拠となる書証等を原則として法務局等への提出期限の2週間前までに担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議する。

エ 相手側準備書面等については、入手後速やかに担当中央労災補償訟務官に送付し、対応を協議する。その際、原告等相手側準備書面の主張についての証拠を併せて送付する。

オ 最終の口頭弁論期日の前の期日終了後、双方の主張及び証拠を整理した上で、準備書面及び証拠提出の要否について担当中央労災補償訟務官と協議する。

(4) 都道府県労働局管理者による事案の把握と指示

労災補償課長は、法務専門員等の積極的な活用を図り、共同処理事件の処理体制の強化に努める。

労災補償課長など局管理者は、共同処理事件として指定された事件について、準備書面案の作成、尋問案の作成、医学証人や専門医の確保、医師意見書等の作成などの各段階において進ちょく状況を把握するとともに、提訴後事前協議までの間（必要に応じて原告側から医師意見書が提出された口頭弁論期日終了後）に、調整官、補佐、監察官、その他必要な職員を構成員とする応訴方針検討会議を開催し、主張・立証方法等の適否や補充調査の必要性等 [REDACTED] について検証した上で、必要な指示を行う。

(5) 中央労災補償訟務官における対応

担当中央労災補償訟務官は、都道府県労働局の指定代理人と同様、準備書面作成や医証の確保などについて、都道府県労働局と共同して訴訟を処理する。(下記アからキ)

- ア 新件協議における本省指示事項を速やかに作成し、都道府県労働局に提示
- イ 原告等相手側主張に対する反論方針の検討
- ウ 準備書面案、尋問案等の作成
- エ 医学証人や専門医等の確保、医師意見書等の作成
- オ 準備書面作成のために必要な資料(医学専門書など)の確保・提供
- カ 原告等相手側主張に対する反論漏れや主張不足の有無の確認
- キ その他

5 労災保険審理室への報告等

(1) 新件協議等における指摘事項に係る実施状況の報告

新件協議等における指摘事項に係る実施状況(補充調査、関係者の聴取等)について、実施後速やかに担当中央労災補償訟務官に別添様式2「共同処理事件に関する対応状況報告」に、調査結果等を添付して報告する。(上記4の(3)のア)

(2) 訴訟追行上の問題点等の報告

共同処理事件として指定された事件については、以下アからウの場合に別添様式「共同処理事件に関する対応状況報告」により口頭弁論期日、弁論準備期日等(以下「口頭弁論期日等」という。)における法務局等の指示の具体的内容や訴訟追行上の問題点(問題点と必要とされる対応とをできる限り書き分ける。)等を、その都度速やかに報告する。

ア 上記4の(3)のアの指摘事項に基づく対応に問題が生じた場合

イ 法務局等との協議を行った場合(上記4の(3)のイ)

法務局等から新たな指示があった場合、及び本省指摘事項と異なる指示等があった場合

ウ 次回口頭弁論期日等に備えた準備書面案、尋問案等を作成した場合、医学意見書(案を含む。)を入手した場合及び医学証人や専門医を確保した場合(依頼をしようとする場合など確保の準備を行うときを含む。)(上記4の(3)のウ)

エ 原告等相手側から準備書面、医学意見書等が提出された場合(上記4の(3)のエ)

(3) 報告に当たっての留意点

ア 上記(2)イについて、協議の結果、作成することとした書証や必要な人証等に関する資料、及び証拠化した書証等を併せて送付する。

イ 上記(2)ウについて、準備書面案、尋問案、医学意見書(案を含む。)、及び根拠となる書証等を添付して報告する。

医学証人や専門医の医学意見書等の確保(依頼)に当たっては、候補者の所属、専門分野その他参考となる事項を記載すること。

ウ 上記(2)エについて、原告等相手側準備書面の主張についての証拠を併せて送付する。

6 共同処理事件に指定しない事件等の処理

共同処理事件に指定しない事件又は新件協議の対象としない事件については、担当中央労災補償訟務官と準備書面案等の事前送付（上記4、(3)、ウ）等の対応の可否を協議する。

原告等相手側準備書面等については、入手後直ちに担当中央労災補償訟務官に送付する。その際、原告等相手側準備書面の主張についての主要な証拠も併せて送付する。

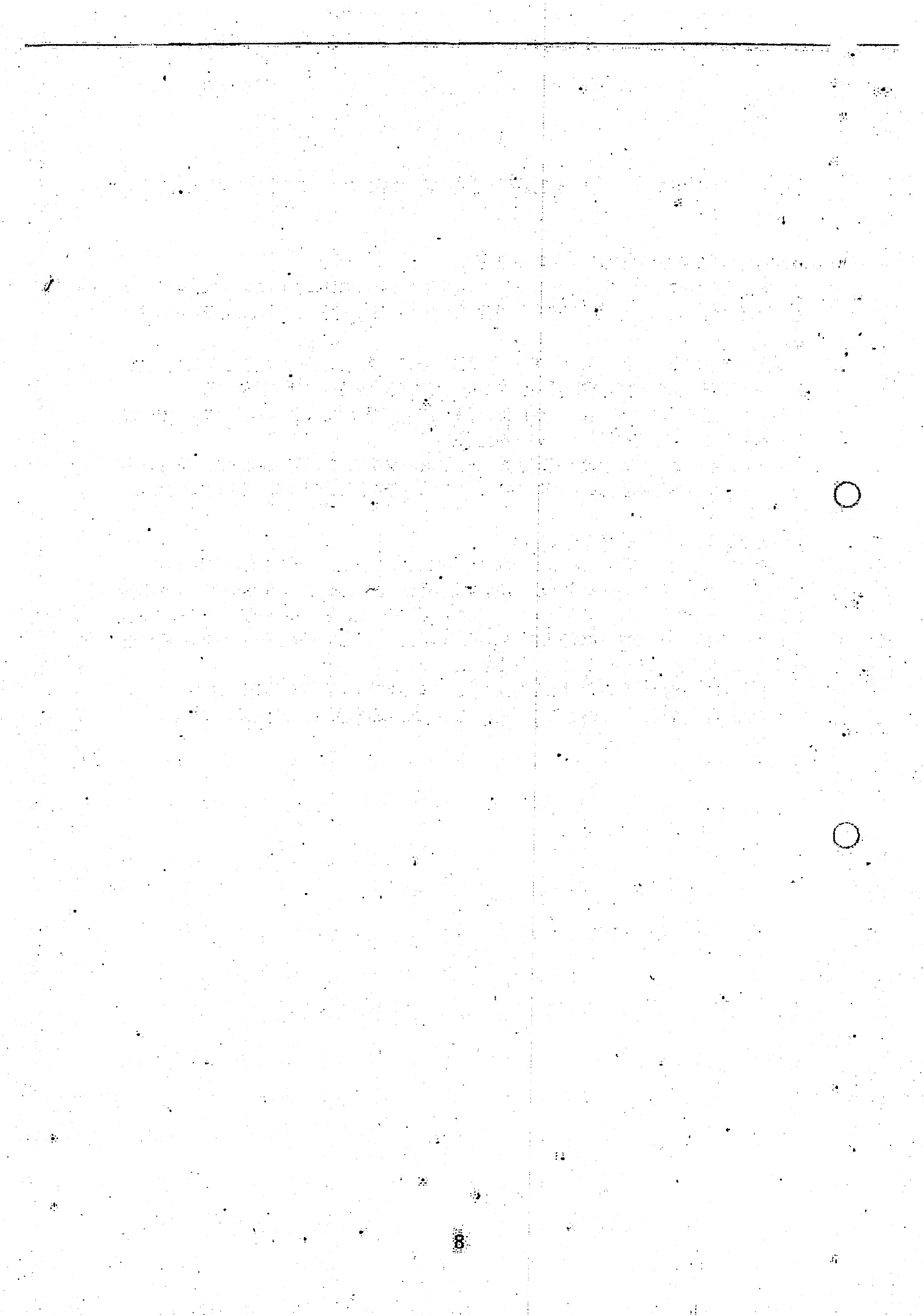
証拠調で証人尋問が行われる場合には、尋問案を法務局等に提出する2週間前までに担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議する。

最終の口頭弁論期日の前の期日終了後、必要に応じて双方の主張及び証拠を整理した上で、準備書面及び証拠提出の可否について検討し、担当中央労災補償訟務官に報告する。

7 共同処理事件の随時指定と指定解除

共同処理事件として指定を行っていない事件であって、原告等から新たな主張がなされたこと等により、共同処理事件として指定する必要性が生じた事件、判決区分Ⅱの訴訟事件であって、一審で勝訴した事件のうち、一審の判決内容に国側主張と異なる事実認定がされている事件等判決の内容に問題が認められる事件は、都道府県労働局労災補償課長等と協議の上、共同処理事件として追加指定する。

また、訴訟の進行に伴い、共同処理事件として処理する必要性が消滅した事件については、都道府県労働局労災補償課長等と協議の上、共同処理事件の指定を解除する。



〇〇地裁平成〇〇年(行ウ)第〇〇号 〇〇 〇〇労災訴訟事件に係る応訴方針(案)

主な争点等	立証方針等	その他 (対応者・対応時期等)
(争点等1) (発病の有無・時期等)		
(争点等2) (業務による出来事の評価 ①業務の量的過重性(時間外労働時間等) ②業務の質的過重性)		
(争点等3) (業務以外の要因の評価(基礎疾患、 経年的血圧等測定結果、正確な飲酒 量・飲酒頻度等))		
(争点等4) (国側医師意見書の適否)		
(争点等5) (調査不足事項の検討)		

応訴の可否 (問題点)	
-------------	--

訴訟進行上の問題点	
-----------	--

※原告の主張、原処分庁、審査官及び審査会の判断、応訴方針（要旨）は別紙のとおり。

応訴方針資料 (対比表)

原告の主張	原処分	審査官	審査会	応訴方針 (要旨)
1 「発病の有無・時期」				
2 「業務による出来事の負荷の評価」				
11				

3 「業務以外の要因の評価」				
4 「医師意見書等に基づく医学知見等に関する主張等」				

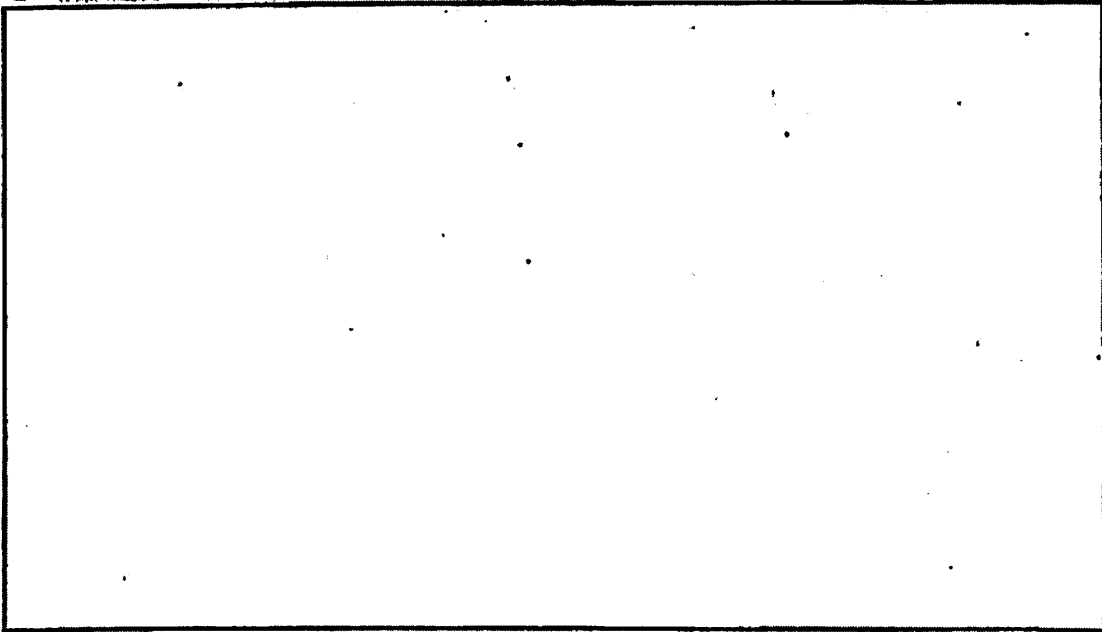
平成 年 月 日
〇〇労働局労働基準部労災補償課

共同処理事件に関する対応状況報告
(〇〇地裁 平成〇〇年(行ウ)第〇〇号 〇〇 〇〇 事件)
平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇回期日終了時点

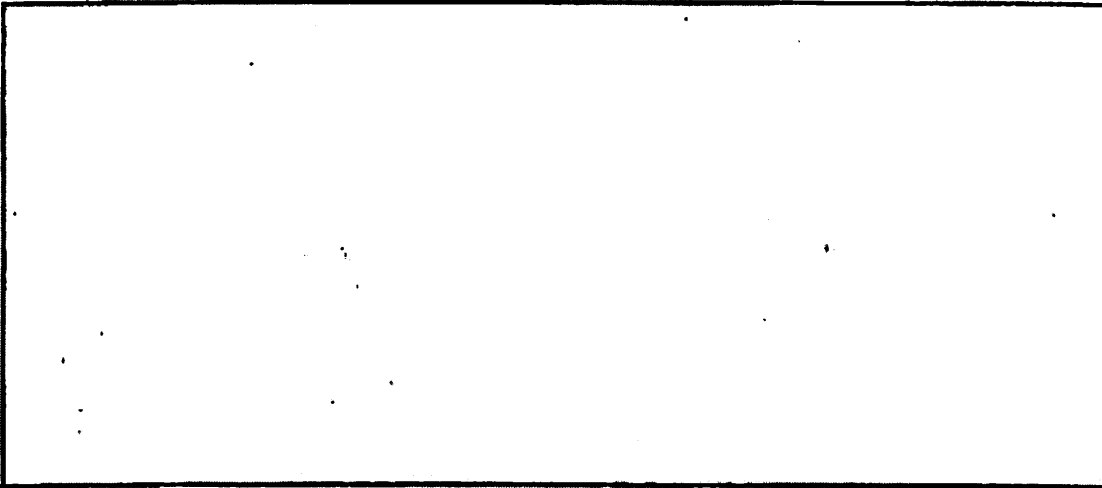
1 応訴方針指摘事項等の実施状況(事務連絡5(1))

指摘事項等	実施状況	備考 (未実施事項の目途等)

2 訴訟追行上の問題点等 (事務連絡5 (2))



3 期日経過を踏まえた本省への伝達・要望事項等



審査請求事案の現状

(平成30年度第3四半期末)

1 年度別処理状況

年度	26	27	28	29	30.12末	29.12末
①前年度残件数	536	551	613	685	830	685
②新規請求件数	1,795	1,958	1,823	1,964	1,502	1,418
③請求増減※	△ 91	△ 121	△ 103	△ 109	△ 78	△ 78
④要処理件数 【①+②+③】	2,240	2,388	2,333	2,540	2,254	2,025
⑤取下件数	105	126	105	135	77	99
⑥決定件数	1,584	1,649	1,543	1,575	1,172	1,082
決定率 (%) 【⑥/【④-⑤】】	74.2	72.9	69.3	65.5	53.8	56.2
⑦年度未残件数 【④-⑤-⑥】	551	613	685	830	1,005	844

※併合や分離による増減

2 長期未決件数

年度	26	27	28	29	30.12末	29.12末
6ヶ月以上未決件数	45件(17局)	66件(16局)	121件(21局)	166件(19局)	284件(30局)	200件(25局)
1年以上未決件数	4件(4局)	6件(5局)	22件(8局)	37件(10局)	45件(9局)	56件(12局)

3 平均処理期間

年度	26	27	28	29	30.12末	29.12末
平均処理期間	4.6ヶ月	4.8ヶ月	5.2ヶ月	5.8ヶ月	6.3ヶ月	5.6ヶ月

4 主な種別別処理状況

年度	26	27	28	29	30.12末	29.12末
請求件数	1,795	1,958	1,823	1,964	1,502	1,418
脳・心※	91	79	109	119	72	84
精神障害	372	362	362	393	311	278
障害等級	423	461	435	393	309	296
決定件数	1,584	1,649	1,543	1,575	1,172	1,082
脳・心※	80	69	78	109	59	71
精神障害	340	340	305	320	251	211
障害等級	408	407	399	359	268	253

※8号事案のみの件数

事務連絡
平成30年3月26日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課
労災保険審理室長

文書提出命令等に係る業務参考資料の送付について

文書提出命令の申立て等が行われた場合の留意事項や意見書例等について、平成23年6月15日付け事務連絡「文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について」、及び平成24年3月27日付け事務連絡「文書提出命令に係る意見書例等の送付について」をもって示したところであるが、依然として多数の文書提出命令等の申立が行われている状況を踏まえ、文書提出命令に対する意見書例等を作成するとともに、関連する事務連絡をとりまとめたので、業務の処理に当たって参考とされたい。

なお、下記2の(3)の意見書例において対象文書として特定されている、監督復命書、是正改善報告書等は、本件文書提出命令の対象文書とすることは不適切であると考えられることから、同種事案の処理に当たっては、適正な事務処理の徹底を図っていただきたい。

記

1 留意事項

(1) 文書提出命令の申立があった場合

① 労災保険審理室への迅速な報告

原告ら民事訴訟当事者から労働基準監督署長等が保有している労災認定に関する文書を対象とした文書提出命令の申立があった場合は、審尋書、対象文書等を添えて直ちに労災保険審理室に報告する。

② 法務局への情報提供

文書提出命令の申立があった場合は、速やかに裁判所の所在地を管轄する法務局の訟務担当部署に情報提供する。

③ 法務局への意見照会

文書提出命令に係る審尋手続に基づき裁判所から意見を求められた場合（民事訴訟法223条2項）、文書の提出を拒否すべきと思料される際には、行政庁が裁判所に提出する意見案について、裁判所の所在地を管轄する法務局の訟務担当部署に意見照会するとともに、同命令が発せら

れた際の即時抗告の要否等について、あらかじめ協議する。

④ 意見書の労災保険審理室への送付

労災補償課長は、上記③の意見照会をする際には、事前に労災保険審理室と協議し、意見書を送付する。

(2) 文書提出命令の決定があった場合

① 労災保険審理室への迅速な報告

文書提出命令の決定がなされた場合、労災補償課長は決定書を直ちに労災保険審理室にメール等により送付する。

なお、文書提出命令は、労災認定に関する文書を保有する労働基準監督署長に対して行われることから、署から局への速やかな報告の徹底を図る。

② 即時抗告の申立手続

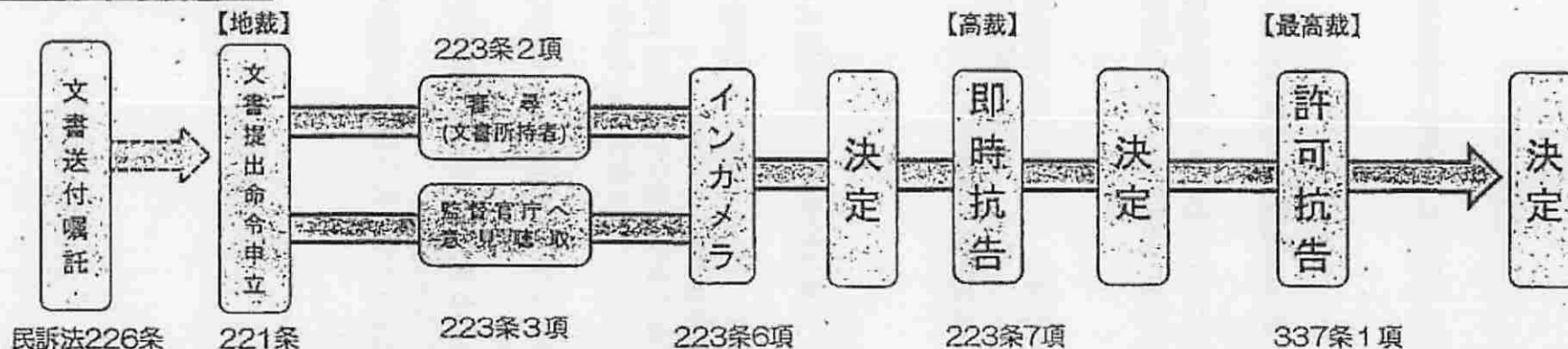
行政庁において即時抗告が必要と考える場合、1週間以内に即時抗告を行う必要がある（民事訴訟法332条）ことから、速やかに即時抗告する理由書を作成し、労災保険審理室及び法務局と協議する。

2 業務参考資料

- (1) 文書提出命令・文書送付囑託に係る手続
- (2) 裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応（総務課長内かん）
- (3) 意見書例1「原告側から、労災決定に関して作成・収集された文書（調査復命書等）について、文書提出命令の申立があったもの」
- (4) 意見書例2「原告側から、補償給付実地調査復命書の付属文書（会社関係者の面談聴取内容を記載した文書）について、文書提出命令の申立があったもの」
- (5) 平成28年4月1日付け基総発0401第1号「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」
- (6) 平成24年3月27日事務連絡「文書提出命令等に係る意見書例等の送付について」（事務連絡本文、意見書例のみ添付）
- (7) 平成23年6月15日事務連絡「文書提出命令に係る業務参考資料の送付等について」（事務連絡本文のみ添付）

文書提出命令に係る手続

1. 手続の流れ



2. 文書提出命令と文書送付嘱託

	文書提出命令	文書送付嘱託
制度	裁判所が民訴法に基づき、文書所持者に対して当該文書の提出を命令する制度	裁判所が民訴法に基づき、文書所持者に対して当該文書の提出を嘱託する制度
根拠条文	民訴法221条、223条	民訴法226条
事務処理	民訴法220条4号ロ 「職務上の秘密」及び「提出により公務遂行に著しい支障が生ずるおそれ」に該当することを主張・立証	「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」の改正について 平成18年11月22日付け基総発第1122001号 労働基準局総務課長内かん
制裁	有り（20万円以下の過料）（民訴法225条）	無し

関係法令

民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号）

第219条 誓証の申出は、文書を提出し、又は文書の所持者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

第220条 次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。
1 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
2 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。
3 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
4 前3号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
(略)
ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
(略)

第221条 文書提出命令の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 1 文書の表示
- 2 文書の趣旨
- 3 文書の所持者
- 4 証明すべき事実
- 5 文書の提出義務の原因

第223条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認められない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

- 2 裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。
- 3 裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第220条第4号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなきを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。
- 4～5 (略)
- 6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第220条第4号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。
- 7 文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第225条 第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、20万円以下の過料に処する。

第226条 誓証の申出は、第219条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

第337条 高等裁判所の決定及び命令（第330条の抗告及び次項の申立てについての決定及び命令を除く。）に対しては、前条第1項の規定による場合のほか、その高等裁判所が次項の規定により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。ただし、その裁判が地方裁判所の裁判であるとした場合に抗告をすることができるものであるときに限る。

文書送付嘱託に対する対応（要旨）

文書送付の嘱託に対して労働基準行政機関が保有する各文書を裁判所に提出するに当たっては、① 文書提出者等が当該文書の一部について開示を望まない場合、当該部分を黒塗りして提出すること、② 同意の確認に関する経過について記録することに留意し、下記により対応。

1 関係者からの提出文書

- 文書送付の嘱託申立人（申立人）から提出された文書 → 写しを提出
- 申立人以外の者から提出された文書 → 同意が得られた場合にのみ、写しを提出
- 同意が得られなかった場合 → 文書の標題のみを回答
- 文書に申立人以外の者の情報が記載されている場合 → 当該部分を黒塗りして提出

2 関係者からの聴取書等

- 申立人の聴取書等 → 写しを提出
- 申立人以外の者の聴取書等 → 当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮し、次の手順により処理
 - ① 聴取した者に対し、文書送付の嘱託に応じてよいかどうかの同意確認を実施
 - ② 同意が得られた場合 → 聴取書等の写しを裁判所に提出
 - ③ 同意が得られない場合 → その旨を次の例を参考に文書により裁判所に回答
「〇月〇日、文書送付の嘱託のあった件につき、〇〇ほか〇名の聴取書（写）を別添のとおり送付します。なお、〇名については本人の同意が得られなかったため提出は差し控えます。」
同意の得られなかった者についてはその人数のみを回答
同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、相手方当事者の氏名を回答

3 労働基準行政機関が発出した文書

- 労働基準行政機関が、申立人に発出した文書 → 写しを提出
- 当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合 → 当該部分を黒塗りして提出
- 申立人以外の者に発出した文書 → 上記2の手順に準じて処理

4 医師の作成した文書等

- 医師の意見書等の文書 → 当該医師等に対し、同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出
- 同意が得られなかった場合 → 上記2の③の手順に準じて処理

5 他の官公署からの各種証明書等

- 基本的には他の官公署において提出を判断
- 災害発生後相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力

6 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

- 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の囑託がなされた場合、当該文書の記載内容に応じて個別に対応
- 文書提出の範囲 → 原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出
- ①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報 → 該当部分について提出
- 申立人の相手方当事者に係る情報 → 同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、不提出
- 申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報 → 同意確認が困難であることから、黒塗りして提出
- 同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないことから、同意の判断は、守秘義務の観点から慎重に実施
- 関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分 → 上記1ないし4と同様

基総発0401第1号
平成28年4月1日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局総務課長

「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」の改正について

裁判所等からの文書提出命令等に係る具体的な対応については、平成14年3月13日付け基総発第0313001号（平成18年11月22日改正）「裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について」（以下「本通達」という。）により指示してきたところである。

平成28年4月1日に、都道府県労働局に雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が設置されたことに伴い、別添のとおり、本通達を改正することとしたので、今後の取扱いに遺憾なきを期されたい。

(別添：下線部改正部分)

平成14年 3月13日

平成18年11月22日 改正

平成28年 4月 1日 改正

裁判所等からの文書提出命令等に対する具体的な対応について

労働基準行政機関の保有する文書については、業務上災害に係る損害賠償請求訴訟等に関連し、裁判所等からこれらの文書の開示を求められることが多くなるものと考えられることから、その対応については、平成14年3月13日付け基発第0313008号「裁判所等からの文書提出命令等に対する取扱いについて」の記の第1の4により、調査の囑託及び文書送付の囑託がなされた場合には、原則これに応じる立場から適切に対応することとされたところである。しかしながら、強制手続きである文書提出命令と異なり、調査の囑託及び文書送付の囑託に係る対応については、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮を要することから、具体的には下記により対応することとするので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 調査の囑託について

調査の囑託は、文書送付の囑託が書証として労働基準行政機関が保有する文書そのものの送付を求めるものであるのに対し、書証としてではなく、調査事項について文書による報告を求める点で異なるが、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ等に十分配慮した上で、客観的事実について報告すること。

2 文書送付の囑託について

(1) 対象となる文書

裁判所から、労働基準行政機関が保有する労働災害の発生状況等客観的事実を把握できる文書や関係者からの証言等の文書について提出を求められた場合には、職務上知り得た私人の秘密に関する情報の保護及び公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否か等に十分配慮し、適切な対応を行うべきものである。

これを踏まえ、文書送付の囑託に応じて提出する主な文書は次のとおりとする。

ア 関係者からの提出文書

- (ア) 事業主から届出のあった各種報告書、就業規則届又は労使協定届
- (イ) 事業主が作成した出勤簿、賃金台帳、勤務時間表、超過勤務証明書、業務日誌等業務内容報告書、人事経歴簿、人員組織構成表、配置表又は作業手順表
- (ウ) 事業主からの回答書（業務内容、勤務実態等に関するもの）
- (エ) 定期健康診断実施結果（被災者のもの）
- (オ) 事故に関係した機器類の機能等（寸法、規格等を含む）の説明書
- (カ) 被災者又は当該被災者の親族、上司、同僚その他の関係者（以下「親族等」という。）が作成した手帳、日記、メモ等
- (キ) 労災保険の支給請求書
- (ク) 各種許認可申請書

イ 関係者からの聴取書等

被災者本人又は当該被災者の親族等の聴取書、陳述書等

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

- (ア) 労災保険支給（不支給）決定通知書等（控）
- (イ) 是正勧告書（控）
- (ウ) 指導票（控）
- (エ) 安全衛生指導書（控）
- (オ) 主治医に対する意見照会書（控）
- (カ) 各種許認可書（控）

エ 医師の作成した文書等

- (ア) 主治医作成の診断書、診療録、レントゲン写真、検査結果又は死亡診断書
- (イ) 主治医又は専門医作成の意見書又は鑑定書
- (ウ) 公的機関からの回答書
（気象台からの回答書、検死調書等警察からの回答書）

オ 他の官公署からの各種証明書等（上記エ（ウ）に掲げるものを除く。以下同じ。）

カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

(2) 具体的手続について

強制手続である文書提出命令とは異なり、文書送付の囑託に対して労働基準行政機関が保有する上記(1)の文書を裁判所に提出するに当たっては、

- ① 文書提出者等が当該文書の一部について開示を望まない場合には、当該部分を黒塗りして提出すること
 - ② 同意の確認に関する経過については記録すること
- に留意するとともに、それぞれ下記により対応すること。

ア 関係者からの提出文書

文書送付の囑託申立人（以下「申立人」という。）から提出された文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者から提出された文書については、当該者の利害に配慮する必要があることから、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうか、当該者に対し同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

また、同意が得られなかった場合には、当該文書の標題のみを回答すること。

なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

イ 関係者からの聴取書等

申立人の聴取書等については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。

申立人以外の者の聴取書等については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、次の手順により処理すること。

(7) 聴取した者に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行うこと。

(4) 同意が得られた場合には聴取書等の写しを裁判所に提出することとするが、同意が得られない場合にはその旨、次の例を参考に文書により裁判所に回答すること。

「〇月〇日、文書送付の囑託のあった件につき、〇〇ほか〇名の聴取書（写）を別添のとおり送付します。なお、〇名については本人の同意が得られなかったため提出は差し控えます。」

※ 同意の得られなかった者についてはその人数のみを回答すること。ただし、同意しない者が訴訟の相手方当事者であるときは、同意しない者の氏名を秘匿する必要がないので、この場合は相手方当事者の氏名を回答して差し支えないこと。

ウ 労働基準行政機関が発出した文書

労働基準行政機関が、申立人に発出した文書については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、その写しを提出すること。なお、当該文書に、申立人以外の者に係る情報が記載されている場合には、当該部分を黒塗りして提出すること。

申立人以外の者に発出した文書については、当該者の秘密に関する情報の保護に十分配慮する必要があることから、上記イの手順に準じて処理すること。

エ 医師の作成した文書等

医師の意見書等の文書については、医師等が職務上知り得た事実で秘密にすべき事項が含まれている場合があるため、当該医師等に対し、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行った上で、同意が得られた場合にのみ、その写しを提出すること。

なお、同意が得られなかった場合には、上記イの(4)の手順に準じて処理すること。

オ 他の官公署からの各種証明書等

基本的には他の官公署において提出を判断すべきことであるが、災害発生後

相当期間経過し、当該証明書等を保有していないなど、当時の証明等を改めて当該官公署から求めることが困難な場合に限り、労働基準行政機関が文書提出に協力すること。

カ 労働基準行政機関の職員が作成した復命書等

労働基準行政機関の職員が作成した復命書等の文書に係る文書送付の囑託がなされた場合には、当該文書の記載内容に応じて個別に対応すること。

文書提出の範囲は、原則として、①調査担当官が職務上知ることができた事業場等にとっての私的な情報に関する部分とし、②行政内部の意思形成過程に関する情報の部分については、黒塗りして提出すること。

なお、①の情報に該当するもののうち、申立人に係る情報については、文書送付の囑託を申し出た時点で裁判所への提出に同意しているものと考えられることから、該当部分について提出することとなるが、申立人の相手方当事者に係る情報については、裁判所からの文書送付の囑託に応じてよいかどうかの同意確認を行い、同意が得られなかった部分については、公知の事実を除き、提出しないこと。申立人及び申立人の相手方当事者以外の第三者を特定する情報については、同意確認が困難であることから、黒塗りして提出すること。

同意確認に際して、対象文書そのものの提示が困難である場合には、提出対象とされる各情報の項目を列挙して提示をするなど、包括的な方法によらざるを得ないものであることから、同意の判断に当たっては、守秘義務の観点から慎重に行う必要があることに留意すること。

また、関係者から聴取した内容がそのまま記載又は引用されている部分や、医師の作成した文書等からそのまま記載又は引用されている部分については、当該部分について、上記(2)のイないしはエと同様に取り扱うこと。

(3) 担当裁判所書記官等への説明等

上記の(2)の結果、文書を提出することができない場合及び申立人からの申出の内容に照らし、十分応えることができない場合には、担当裁判所書記官等に対してその理由を詳しく説明し、理解を得るべく努めることが肝要であること。

また、このような場合であっても、調査内容における客観的事実についての回答をすることにより対応が可能である場合には、記の1に準じて対応すること。

3 本省との協議について

調査の囑託又は文書送付の囑託がなされ、本省と協議を行う必要がある場合には、それぞれの業務所管課に対して行うこと。

なお、都道府県労働局労働基準部所管課及び総務部労働保険徴収主務課（東京労働局にあつては労働保険徴収部所管課）が本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局労働基準部監督課を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、都道府県労働局雇用環境・均等部又は雇用環境・均等室が労働基準行政に係る文書等について本省労働基準局担当課と協議する場合は、都道府県労働局雇用

環境・均等部企画課又は雇用環境・均等室を窓口とし、本省労働基準局総務課を経由して行うこと。

また、裁判所が文書提出命令の決定に先立って行う審尋において意見を述べるに当たって事前に協議する場合も同様とすること。

文書提出命令申立事件

(基本事件: 損害賠償請求事件)

申立人(原告)

相手方

国(所持者 労働基準監督署長)

文書提出命令の申立てに対する意見照会について(回答)

平成

地方裁判所 民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

殿

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

平成28年12月21日付け「意見照会書」により意見照会のあった、平成28年6月21日付け「文書提出命令の申立書」の「第1文書の表示」に記載された、平成23年4月4日を労働災害発生日とする労災申請手続、決定に関して収集、作成された文書が民事訴訟法220条第4号のロに掲げる文書に該当するかどうかについて、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 本件意見照会の対象文書

1 本件意見照会の対象文書は、原告[](以下「原告」という。)と被告[]との間の[]地方裁判所[]支部[]号及び[]地方裁判所[]支部平成[]号[]号損害賠償請求事件において、原告らが[]地方裁判所[]支部に行った、文書提出命令の申立の対象文書として特定された、以下の(1)から(16)の文書である。

- (1) 療養補償給付たる療養の給付請求書(以下「本件文書1」という。)
- (2) 診療費請求内訳書(入院外用)(以下「本件文書2」という。)
- (3) 適用情報検索帳票(以下「本件文書3」という。)
- (4) 平成25年2月26日付け復命書(算定基礎調査)(以下「本件文書4」という。)
- (5) 平成25年2月26日付け調査復命書(以下「本件文書5」という。)
- (6) 休業支給決定支払決議書(以下「本件文書6」という。)
- (7) 年金・一時金支給決定一時金支払決議書(以下「本件文書7」という。)
- (8) 平成27年2月25日付け障害(補償)給付実地調査復命書(以下「本件文書8」という。)
- (9) 平成25年1月31日付け相談記録表(以下「本件文書9」という。)
- (10) 平成25年2月12日から同年12月21日までの処理経過(以下「本件文書10」という。)
- (11) 事業場基本情報(以下「本件文書11」という。)
- (12) 監督復命書(以下「本件文書12」という。)
- (13) 平成25年2月22日付け労働者死傷病報告書(以下「本件文書13」という。)
- (14) 平成25年2月25日付け労働保険 保険関係成立届(以下「本件文書14」という。)
- (15) 平成27年1月28日付け意見書の提出について(以下「本件文書1

5」という。)

(16) 平成25年2月22日付け是正改善報告書(以下「本件文書16」という。)

- 2 本件各文書は、平成23年4月4日に発生した原告の労働災害(以下「本件災害」という。)に係る業務上外の判断等を行うために、 労働基準監督署調査担当者(以下「調査担当者」という。)が作成又は収集した文書、及び申告監督を行った結果等を記載した文書である。
- 3 本件文書2及び15については、作成者である医師が所属する医療機関の長が当該文書を提出することに同意する旨の意思表示をしている。

第2 意見の要旨

- 1 本件文書10及び12のうち、法違反の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程等を記載している部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。
本件文書5、8及び9のうち、調査担当者意見、処理経過が記載されている部分は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。
- 2 本件文書3、5、11及び14の一部は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。本件文書3、5、11及び14の一部が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるか否かについては、インカメラ手続等によって、各文書の具体的内容を十分に把握した上で判断されるべきと思料する。
- 3 本件文書1、3乃至5、9、10の記載の一部、及び本件文書6、7、11、12、14、16の記載の全ては、本件申立てにおける「証すべき事実」である「原告の被災した事故の態様及びこれに対する上記労基署の評価」と関係が

ないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がない。

- 4 本件文書2、13、15は、医療機関の長が文書を提出することに同意する旨の意思表示をしていること等から、本案事件に提出することについて、具体的な支障は認められないと考えられる。

第3 民事訴訟法 220 条 4 号ロについて

1 民事訴訟法 220 条 4 号ロ「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法 220 条 4 号ロにいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和 52 年 12 月 19 日第二小法廷決定・刑集 31 卷 7 号 1053 ページ、最高裁判所昭和 53 年 5 月 31 日第一小法廷決定・刑集 32 卷 3 号 457 ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であつて、それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成 17 年 10 月 14 日第三小法廷決定・民集 59 卷 8 号 2265 ページ）。

2 民事訴訟法 220 条 4 号ロ「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法 220 条 4 号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成 17 年 10 月 14 日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益

を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ）。

また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によって、当該文書の具体的内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

3 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷判決の要旨

労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書に、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

第4 本件各文書の検討

- 1 本件文書10は、原告が[]労働基準監督署に相談した平成23年4月4日の労働災害について、事業者から労働者死傷病報告が所轄労働基準監督署に提出されていない疑いが生じたことから、事実関係の確認、調査等を行った際の処理経過を記載した文書である。

本件文書10の1枚目の「処理経過」欄2行目から12行目及び33行目の記

載、3枚目の「処理経過」欄25行目から27行目、30行目及び31行目の記載、4枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、5枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載は、事実関係の調査の手法の検討・選択の過程、本件会社代表者の携帯連絡先や同人への接触の状況、原告や雇用主のプライバシーに属する情報であって本件災害とは無関係な情報等が記載されており、当該記載は、労働安全衛生法違反（労働者死傷病報告の未提出）の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程等を記載しているところ、労働者死傷病報告の提出については、労働安全衛生法第100条第1項（労働安全衛生規則第97条第1項）において規定されており、当該法条項違反に係る罰条については、労働安全衛生法第120条第5号において50万円以下の罰金に処する旨規定されている。

したがって、本件文書10の一部（上記記載）は、その提出により、労働者死傷病報告未提出事件の調査の手法等が公になることによって同種の事件の捜査が困難になり、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであり、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。また、本件文書には、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報、及び行政指導等の措置内容についての担当労働基準監督官の意見やそれに対する署長判決及び行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

なお、本件文書10には、原告の過去の不適切な生活状況（3枚目「処理経過」欄12行目）、原告以外の者の申述から判明した原告の住居に同居している者の氏名及び原告の投薬に関する情報、事業主の携帯電話番号等、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると認められる。

2 本件文書12は、原告が雇用されていた事業場における原告とは別の労働者が、
[redacted]労働基準監督署に賃金が支払われていない旨を申し立て、同労働基準監督署が当該申し立てに基づき、申告監督を行った結果を記載した監督復命書である。

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決（判決年月日）」、「次長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日」、「確認までの間」、「備考1及び2」、「面接者職氏名」並びに「別添」の各記載欄が設けられている。

本件文書12は、賃金不払いに係る申告監督の年月日、賃金不払いの具体的事実関係、申告監督結果を踏まえ、担当労働基準監督官が署長に対し、要確認判決を求める意見、労働基準法違反の法条項、是正期限等が記載されており、当該記載は、労働基準法違反（賃金不払い）の疑いのある事件の調査の手法や行政内部の意思形成の過程を記載している。また、「監督種別」、「完結区分」及び「署長判決」については、監督指導の契機、どのような場合に事案として完結するのか、署長はどのように判決を行うのかを示すものであり、労働基準監督機関の調査手法・内容等が明らかとなる事項が記載されているところ、賃金の支払については、労働基準法第24条第1項及び第2項において規定されており、当該法条項違反に係る罰条については、労働基準法第120条第1号において30万円以下の罰金に処する旨規定されている。

したがって、本件文書12のうち、「業種」、「事業場の名称」、「事業場の

所在地」、「代表者職氏名」以外の項目については、その提出により、賃金不払い事件の監督の手法等が公になることよって同種の事件の捜査が困難になり、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであり、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。また、本件文書には、行政指導等の措置内容についての担当労働基準監督官の意見や行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

3 本件文書10の1枚目の「処理経過」欄2行目から12行目及び33行目の記載、3枚目の「処理経過」欄12行目及び25行目から27行目、30行目及び31行目の記載、4枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、5枚目の「処理経過」欄2行目から33行目の記載、及び本件文書12は、原告が雇用されていた事業場に係る労働者死傷病報告の未提出及び原告以外の労働者の賃金不払いについて、 労働基準監督署の担当労働基準監督官が、事実関係の調査等を行った結果や、雇用主に対し、申告監督等を行った結果等を記載した文書であり、本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

4 本件文書5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、調査担当者が、本件労働災害に関して、災害の発生状況、治療の状況、保険会計の成立の状況等を調査した結果を踏まえ、本件労働災害に起因する疾病の業務起因性の判断、保険関係の成立の有無、被災者に残存する障害の程度等に関する調査官意見又は処理経過を記載している。

本件文書5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、労働災害に起因する疾病の業務起因性の調査の手法や業務起因性の判断、保険料の算出等の行政内部の意思形成の過程を記載しており、かつ、厚生労働省内において組織的に利用される内部文書であって公表を予定していないものである。

したがって、5、8及び9の調査官意見欄及び処理経過欄は、その提出により、労災調査の手法等が公になり、同種の事案の調査に影響を及ぼすこととなり、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するものであることから、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。また、本件文書の調査官意見欄及び処理経過欄には、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報、及び担当職員の意見や行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されていることから、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すると考えられる。

- 5 本件文書3、5、11及び14の一部は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると認められる部分があること。

本件文書3の「事業主の電話番号」欄の携帯電話番号、本件文書5の「10 調査内容」欄4行目26文字目から29文字目、31文字目から33文字目までの同僚労働者の氏名、本件文書11の1枚目の事業主の携帯電話番号、本件文書14の「⑨名称・氏名」欄の事業主の携帯電話番号は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であり、かつ個人の情報として保護されるべきものであって、これらが本案事件において提出され公となれば、関係者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。

- 6 本件文書1、3乃至7、9乃至12、14及び16のうち、以下の(1)から(5)までに掲げる記載(本件文書1、3、4、5、9の記載の一部)は、労働保険の加入状況等に関する記載、労災保険の適用に関する記載、労働保険料・一般拠出金に係る調査結果、口頭契約の賃金日額などであり、いずれも本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

また、以下の(6)に掲げる文書のうち、本件文書6及び7は、労働保険給付

の支給決定に関する決議書であり、本件文書11は、事業場の名称、所在地、業種等の事業場の情報を記載した文書であり、本件文書14は、労働保険の成立年月日等を記載した文書であり、本件文書16は、 労働基準監督署長に対し、事業を廃止したこと等を報告した文書であるところ、本件申立てにおける「証すべき事実」とは関係がないことから、基本事件において証拠として取り調べる必要がないと認められる。

なお、本件文書10、12については、上記3において記載したとおり。

(1) 本件文書1について

「不支給の理由」欄1行目1文字目から5文字目までの労働保険の加入状況等に関する記載

(2) 本件文書3について

「成立年月日」欄、「受付年月日」欄、「事業廃止・終了年月日」欄、「廃止等理由」欄、「廃止区分」欄、「保険関係等区分」欄、「常時使用労働者数」欄、「高齢労働者数」欄、「雇用保険被保険者数」欄、「労災保険率」欄、「業種コード」欄、「一般拋出金率」欄及び「成立帳票種別」欄の記載

(3) 本件文書4について

「事業場数」欄、「調査件数」欄、「調査後確定額」欄、「追徴額」欄及び「返還額」欄の記載

(4) 本件文書5について

「10 調査内容」欄5行目18文字目から25文字目までの口頭契約の賃金日額の記載

(5) 本件文書9について

「相談内容」欄13行目の労働保険の加入状況等に関する記載

(6) 本件文書6、7、11、14、16について

記載の全て

7 本件文書2、13、15は、作成者である医師が所属する医療機関の長が当該文書を提出することに同意する旨の意思表示をしていること等から、これらを本案事件に提出することについて、具体的な支障は認められないと考えられる。

8 本件各文書の概要

平成28年10月18日付け「文書提出命令の申立てに対する意見書」記の第4「本件文書の検討」の1「本件各文書の概要」と同じ。



事件番号 [REDACTED]

損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外3名

被告 [REDACTED]

(文書所持者 [REDACTED] 労働基準監督署長)

文書提出命令の申立てに対する意見書

平成 [REDACTED]

[REDACTED] 地方裁判所民事第5部

裁判官 [REDACTED] 殿

厚生労働省労働基準局補償課

労災保険審理室長

平成29年5月23日付け「求意見書」により意見照会のあった、行政文書が民事訴訟法220条4号に掲げる文書に該当するかどうかについて、下記のとおり意見を述べる。

記

第1 文書提出命令の申立の対象文書

- 1 平成28年11月21日付け文書提出命令の申立書による文書提出命令の申立は、原告 [REDACTED] (以下「原告」という。)と被告 [REDACTED] (以下「被告会社」という。)との間の [REDACTED] 地方裁判所平成 [REDACTED]

号損害賠償請求事件において、原告らが文書の所持者である労働基準監督署長に対し、文書提出命令の申立の対象文書として特定された、「補償給付実地調査復命書の附属書類資料No58」（以下「本件文書」という。）の提出を求めるものである。

- 2 本件文書は、原告の亡夫（以下「被災者」という。）の死亡に係る遺族補償給付等の請求（以下「労災請求」という。）の業務上外の判断を適正に行うために、労働基準監督署調査担当者（以下「調査担当者」という。）が被告会社の関係者と面接し、聴取した内容を記載した文書である。

また、本件文書については、聴取対象者である会社関係者が当該文書を提出することに同意しない旨の意思表示をしている。

第2 意見の要旨

- 1 本件文書は、民事訴訟法220条4号ロに掲げる文書に該当する。
- 2 本件文書は、本件申立における「証すべき事実」である「故が「2週間以上にわたって連続勤務を行った」と労働基準監督署が判断した根拠」と関係がないことから、証拠として取り調べる必要がない。

第3 民事訴訟法220条4号ロについて

- 1 民事訴訟法220条4号ロ「公務員の職務上の秘密」の意義

民事訴訟法220条4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」とは、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうと解すべきである（最高裁判所昭和52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053ページ、最高裁判所昭和53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457ページ参照）。そして、上記「公務員の職務上の秘密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、

それが本案事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである（最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定・民集59巻8号2265ページ）。

2 民事訴訟法220条4号ロ「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」の意義

民事訴訟法220条4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要であると解される（前掲最高裁平成17年10月14日第三小法廷決定）。

そして、公務員の職務上の秘密に関する文書が、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものといえるかどうかは、個々の文書ごとに、その性質、法的根拠、記載内容・方法、公にされた場合の弊害の有無、内容、程度等を考慮して判断すべきである（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ）。

また、その判断に当たっては、インカメラ手続等によって、当該文書の具体的内容を十分に把握した上でされるべきである（同）。

第4 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷判決の要旨

第5において、本件文書について検討する前提となる最高裁判所の決定について、その要旨を記載する。

- 1 文書提出命令に関しては、労働安全衛生法に基づき労働災害の発生原因等の調査結果が記載された災害調査復命書が民事訴訟法220条4号ロに該当するか否かが争われた事件についての最高裁判所平成17年10月14日第三小法

廷決定（以下「最高裁決定」という。）が示されており、その要旨は以下のとおりである。

- 2 労働災害が発生した際に労働基準監督官等の調査担当者が労働災害の発生原因を究明し同種災害の再発防止策等を策定するために調査結果等を踏まえた所見をとりまとめて作成した災害調査復命書には、①当該調査担当者が事業者や労働者らから聴取した内容、事業者から提供を受けた関係資料、当該事業場内での計測、見分等に基づいて推測、評価、分析した事項という当該調査担当者が職務上知ることができた当該事業者にとっての私的な情報のほか、②再発防止策、行政指導の措置内容についての当該調査担当者の意見、署長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されている。

「②の情報」に係る部分は、行政内部の意思形成過程に関する情報が記載されたものであり、その記載内容に照らして、これが本案事件において提出されると、行政の自由な意思決定が阻害され、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在することは明らかである。

「①の情報」に係る部分は、事業者や労働者らからの聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されていること、調査担当者には、事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿、書類その他の物件を検査するなどの権限があり、これらに応じない者は罰金に処せられることとされていることなどにかんがみると、「①の情報」に係る部分が本件事件において提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するという事はない。

第5 本件文書の検討

1 本件文書の概要

本件文書は、被災者に係る業務上外の判断を適正に行うために、調査担当者が会社関係者と面談し、聴取した内容がそのまま記載された文書である。具体的には冒頭において、住所、職業、氏名及び生年月日により申述者が特定された上、特定の日付、場所において「次のとおり聴取した」旨記載され、当該記載以降、聴取書のほぼ全般にわたって、申述者を一人称とする口語調の聴取内容が、内容に応じて項番を付された上で記載されている。そして、その末尾には、当該申述者において記載された聴取内容に誤りがないことを確認して署名指印した旨の記載とともに、当該申述者の署名指印がなされている。聴取内容の表現は、主観的なもので、また、聴取に係る事実の経験者として迫真性の高いものになっている。また、上記聴取書に、調査担当者の分析評価等は含まれていない。

2 本件文書に記載された聴取内容

本件文書に記載された聴取内容は、申述者が被災者と一緒に働いていた期間、働いていた店舗の名称、当該店舗の職員構成や店舗の鍵の具体的な保管方法、申述者の時間外労働及び休日労働の状況、被災者の出退勤の状況といった労務管理の状況、被災者の勤務実態のほか、被災者の健康状態に対する申述者の主観的な評価や、申述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら申述者の個人的な事項も含まれる。

3 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められ、これを提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

(1) 本件文書に記載された聴取内容は、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められること

本件文書に記載された聴取内容は、申述者の個人的な事項も含めてそのまま掲載され、公務員が職務上知り得た私人の秘密に該当するものであり、こ

れが本案事件において提出されることにより、調査に協力した申述者との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができることから、公務員が職務上知り得た非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 本件文書を提出することにより、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在すること

本件文書に係る申述者は、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるとの前提で聴取に応じているものと考えられる。したがって、聴取内容が広く一般に公開されることまで受け入れ、若しくは予想して申述に応じているものではないと考えるべきである。

そして、本件文書においては、当該聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、これを開示することにより、当該労災認定の手續において、当該申述者がどのような事項を申述したかが、明らかになる。また、当該申述者の申述が労災請求に対する判断にどのような影響を及ぼしたかを推測し得ることとなる。そうなれば、申述者において、当該労災認定の結果や申述内容について利害を有する者から、当該申述者の申述により不利益を被ったとして有形・無形の不利益な取扱いや当該申述者の申述により心情を害されたなどとして抗議を受けることを危ぐすることは十分に考えられる。

そうであるからこそ、労働基準監督署長としても、聴取書を提出するような場合には、提出することについて申述者の同意の有無を確認することとしているのである。また、労働基準監督署長による確認を受けた上で提出に同意しなかった申述者としては、それにより聴取書を提出されないことについて、より高い期待・信頼を抱くことになっていると言うべきである（本件文書に係る申述者は、当該文書を提出することについて、同意しない旨の意思

を表示している。)

しかも、本件文書に記載された聴取内容は、上記2で述べたとおり、申述者の主観的評価も交えた被告会社にて申述者が被災者と一緒に働いていた期間の労務管理の状況、被災者の勤務実態のほか、被災者に対する申述者の主観的な評価といった事項や、申述者の住所、職業、氏名及び生年月日といった専ら申述者の個人的な事項も含まれているのである。

さらにいえば、本件申立ての立証趣旨（故[]が「2週間以上にわたって連続勤務を行った」と[]労働基準監督署が判断した根拠）との関係において、上記のような事項がすべて明らかにされる必要があるとも考え難い。

自らの個人的な事項に関する申述がその申述したままに、しかもそれが真に必要とされるわけでもないところで提出されることとなれば、何人でも原則として閲覧でき、また当事者及び利害関係者に謄写され得る状態（民事訴訟法91条）となり、その結果、聴取内容が飽くまで労災請求に対する判断の資料として用いられるものであるとの申述者からの信頼を著しく損ない、以後関係者の協力を得ることが著しく困難となるというべきである。

- 4 本件文書は、最高裁決定に照らしても、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在すると考えられること

上記第4の最高裁決定は飽くまで事例判断に過ぎない（松並重雄・最高裁判所判例解説民事篇平成17年（下）728ページ（注26））ものではあるが、本件文書は、上記の3（1）で述べたとおり、公務員が職務上知り得た私人の秘密に関する情報が記載されており、これは最高裁決定が示した「①の情報」に形式的には該当するものである。しかしながら、最高裁決定は「①の情報」に係る部分について、「聴取内容がそのまま記載されたり、引用されたりしているわけではなく、当該調査担当者において、他の調査結果を総合し、その判断により上記聴取内容を取捨選択して、その分析評価と一体化させたものが記載されているこ

と」を理由として、「①の情報」に係る部分が提出されることにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが具体的に存在するということとはできないと判断されたものである。そうすると、本件文書には、上記3の(2)に述べたとおり、聴取内容が調査担当者によって総合されることもなく、また、調査担当者の分析評価と一体化されることもなくそのまま記載されていることから、最高裁決定に照らしても、本件文書はこれを提出することにより公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれが存在するというべきである。

5 調査権限や罰則が存在するとしても、聴取内容を提出することにより、申述者の協力を得ることが困難となり、公務に著しい支障が生ずること

上記第4の最高裁決定は、災害調査復命書には、関係者からの聴取内容がそのまま記載されているわけではないことのみならず、労働基準監督署長には、関係者からの報告の提出等の権限があり、これに応じない場合の罰則も設けられていることも合わせて関係者の協力を得ることが著しく困難とはならないと判断している。

しかし、最高裁決定でいう権限や罰則は、労働安全衛生法に基づくものであり、同法の違反(同法120条4号、5号)については、労働基準監督官は同法92条に基づき、自ら捜査し、検察庁に送致できるものである。一方、本件における関係者からの報告の提出等の権限や罰則に関しては、労働者災害補償保険法に基づくものであり、同法の違反(同法53条1号、2号)について、労働安全衛生法におけるように、労働基準監督官が自ら捜査する権限はなく、警察機関に告発するのみである。このように、労働安全衛生法に基づく権限と労働者災害補償保険法に基づく権限は強制力の程度が異なっており、これを同視することはできない。

このことから、労働者災害補償保険法に基づく調査権限は、労働安全衛生法におけるような捜査権限を背景にしたものではないことから、申述者との信頼関係がより重要となるところである。

したがって、本件のように、労災認定に関する調査において、その円滑な遂行のために十分な申述を得るためには、申述の契機があるということだけでは足りず、申述者の積極的な態度や自由な会話の機会を持つことが必要かつ重要であり、そのためには申述者の信頼を確保することが必要である。

申述者が、民事訴訟において、一般的に公開され、何人も原則として閲覧でき、当事者・利害関係者に謄写され得る状態となることを懸念して積極的な協力が得られない場合に、罰則を背景とした強制的な契機により申述を求めたとしても、申述者の反感を買い、調査担当者の質問に対する最小限の回答しか得られないことは明らかである。そのような場合、一応虚偽ではない回答を得ることができたとしても、調査の円滑な遂行に十分な回答や、新たな調査の観点、端緒となるような回答を得ることができなくなる。申述者の積極的な申述を得ることにより、新たな事実・端緒を得ることができ、さらにそれに基づく調査を行うことにより、適正な事実認定が可能となるものである。適正な事実認定を円滑に行うことができなければ、公務の遂行に著しい支障を生ずることは明らかである。

